■損益計算書

(単位:千円)

(単位:千円)

投血可异省		(単位:千円)
4 1	令和3年度	令和4年度
科 目	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	令和 4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経 常 収 益	4,273,717	4,422,127
資 金 運 用 収 益	3,708,935	3,849,686
貸 出 金 利 息	2,391,806	2,495,692
預け金利息	188,156	219,772
有価証券利息配当金	1,093,305	1,098,803
その他の受入利息	35,666	35,418
役務取引等収益	442,986	457,442
受入為替手数料	210,545	193,182
その他の役務収益	232,440	264,260
その他業務収益	70,612	17,704
外国為替売買益	1,576	1,872
国債等債券売却益	21,239	_
国債等債券償還益	832	649
その他の業務収益	46,964	15,183
その他経常収益	51,183	97,294
株式等売却益	41,564	94,831
その他の経常収益	9,618	2,462
経 常 費 用	3,799,054	3,416,421
資 金 調 達 費 用	56,291	52,061
預金利息	52,965	49,039
給付補塡備金繰入額	2,636	1,810
借用金利息	_	470
その他の支払利息	689	741
役務取引等費用	296,558	308,202
支払為替手数料	58,727	50,413
その他の役務費用	237,830	257,789
その他業務費用	46,919	139,879
国債等債券償還損	23	72,419
その他の業務費用	46,895	67,460
経費	2,644,114	2,599,435
人 件 費	1,825,796	1,818,064
物 件 費	790,606	753,335
税金	27,710	28,034
その他経常費用	755,171	316,841
貸倒引当金繰入額	742,344	289,541
貸出金償却	357	10,347
株式等売却損	4,767	2,368
株式等償却	6,312	
偶発損失引当金繰入額	1,388	14,534
その他の経常費用		49
経 常 利 益	474,663	1,005,705

科目	令和3年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年度 令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
特 別 損 失	26,514	9,988
固定資産処分損	87	601
減 損 損 失	26,426	9,386
税引前当期純利益	448,148	995,717
法人税、住民税及び事業税	236,004	289,521
法人税等調整額	△139,421	198,518
法人税等合計	96,583	488,039
当 期 純 利 益	351,565	507,678
繰越金(当期首残高)	351,944	381,095
当期未処分剰余金	703,510	888,773

- (注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 出資1口当たり当期純利益金額36円57銭
 - 3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に 基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しており ません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、457,425千 円であります。
 - 4.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■剰余金処分計算書

(単位:円)

			(1.1-13)		
	科目	令和3年度 令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	令和4年度 令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで		
	当期未処分剰余金	703,510,623	888,773,745		
	積 立 金 取 崩 額	_	2,560,500		
	利益準備金限度超過取崩額	_	2,560,500		
	剰 余 金 処 分 額	322,414,985	513,751,791		
	利益準備金	8,681,100	_		
	普通出資に対する配当金	(年2%) 13,733,885	(年2%) 13,751,791		
	特 別 積 立 金	300,000,000	500,000,000		
	繰越金 (当期末残高)	381,095,638	377,582,454		

令和4年6月25日開催の第90期通常総代会および令和5年6月22日開催の第91期通常総代会で承認を得た、令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。) 並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適 正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月23日 富士宮信用金庫

理 事 長

小池 孝治